

保育室・保育ママ利用者に対する保育料補助について ～ 令和5年度世田谷区保育料負担軽減補助金のご案内 ～

この補助金は、区内の保育室、保育ママを利用した世帯が支払った保育料の負担を軽減するため、保育料の一部を補助するものです。(保育室の一時保育利用者はこの補助金の対象外です。)

【ご注意ください】

最終締切の提出期限日(令和6年4月12日消印有効)までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

- 提出をお忘れにならないようご注意ください。
- 郵送での申込の場合、特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨します。
普通郵便での郵便事故、切手代不足による不着等、区で書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。
- ポスト投函により消印日が間に合わなかった場合も、補助金はお支払いできません。

- こちらのご案内は、令和5年4月～令和6年3月利用分の制度内容について記載しています。世田谷区ホームページでもお知らせをしておりますのでご参照ください。

<負担軽減補助について>

子ども・教育・若者支援>保育>保育施設・事業>保育室(または保育ママ)>
「令和5年度保育室 保育ママの保育料の補助について」



<幼児教育・保育の無償化について>※保育ママは無償化対象外です。

子ども・教育・若者支援>幼児教育・保育の無償化>
「幼児教育・保育の無償化について(認可外保育施設)」



補助金を受けられる方

下記項目の全てに該当する方です。

- ①区内在住(世田谷区内で生活している方)
- ②令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に、区内の「保育室」、「保育ママ」に、お子さんを預けていること。
- ③区の定めた保育料等算定市区町村民税所得割課税額を超えていないこと。
- ④保育料を納入していること。

※生活保護世帯の方は、保育認定・調整課までご相談ください。

提出先・問合せ先

〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
世田谷区役所 第2庁舎2階 22番窓口
(月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)除く)午前8時30分～午後5時15分まで)
【電話：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018】

申請手続き

◎申請書類を、令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年4月12日まで）に1回保育認定・調整課認可外保育施設担当あてに提出してください。

昨年度申請された方でも、今年度は改めて申請手続きが必要です。

《申請に必要な書類》※①②の用紙は、申請時期に各保育室・保育ママよりお渡しします。

- ① 施設等利用費請求書（兄弟姉妹の場合は、それぞれでご用意ください。）
- ② 家族状況届出書

※P7～8の施設等利用費請求書・家族状況届出書の記載例・注意点をよくご覧いただき、記載内容にお間違いのないようご注意ください。

《必要な方のみ提出》

- ③ 令和4、令和5年度分の住民税額を証明することができる書類（生計を同一にする方全員のもの）

★必要税書類チャート図（P10）を参考に必要税書類を確認してください★

補助金額

◎補助金額は、利用世帯ごとに4月分～8月分は令和4年度分、9月～翌年3月分は令和5年度分の保育料等算定市区町村民税所得割課税額の階層により決定します。階層ごとの金額は、次頁の別表第1（第7条関係）をご覧ください。

お子さんと生計を同一にしている世帯全員の合計の保育料算定市区町村民税所得割課税額※で算定します。算定方法はP9をご覧ください。

配当控除、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除をする前の金額で算定します。

実際に支払った保育室の保育料 [45,000 円]、保育ママの保育料 [25,000 円] が対象です。延長保育料（時間外受託料金）、実費負担分（食事・おやつ・おむつ代等）は含みません。

※単身赴任等で別住所に居住している方も、原則生計同一人とみなします。

※認可保育園等の保育料に変更があった場合には、補助金額が変更になる場合があります。

きょうだいのいるご家庭のみなさま

東京都の認可保育所等の第2子無償化及び認可外保育施設等利用支援事業における多子世帯負担軽減拡充を受け、令和5年10月より、第2子のお子さんへの保育料補助金額が変更になります。

（現行制度）～令和5年9月

- ・第2子のお子さんは、実際にかかる保育料が第1子の場合の半額になるよう補助します。
- ・第3子以降のお子さんは、保育料全額を補助します。

（改正後）令和5年10月～

- ・第2子以降のお子さんは、保育料全額を補助します。

（注意）

第何子にあたるかは、保護者と生計を同一にしているお子さん（年齢や通っている保育施設等とは関係ありません）の中の最年長者から数えた順番になります。

※詳細な金額は、次ページ以降の別表第1（第7条関係）をご覧ください。

【令和5年4月～令和5年9月】

別表第1（第7条関係）

		補助金の交付額					
		3歳未満児					
		保育室		家庭福祉員			
第3子以上		45,000円		25,000円			
階層区分		第1子	第2子	第1子	第2子		
A	生活保護法による被保護世帯	45,000円	45,000円	25,000円	25,000円		
A1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	45,000円	45,000円	25,000円	25,000円		
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯		37,600円	41,300円	17,700円	21,350円
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯		35,500円	40,250円	15,600円	20,300円
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯		33,700円	39,350円	13,800円	19,400円
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯		26,700円	35,850円	7,000円	16,000円
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯		22,000円	33,500円	2,300円	13,650円
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯		18,000円	31,500円	0円	11,700円
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯		15,300円	30,150円	0円	10,400円
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯		12,700円	28,850円	0円	9,100円
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯		9,300円	27,150円	0円	7,450円
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯		6,700円	25,850円	0円	6,150円
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯		4,200円	24,600円	0円	4,900円
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯		2,200円	23,600円	0円	3,950円
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯		0円	22,250円	0円	2,600円
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯		0円	21,100円	0円	1,500円
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯		0円	20,000円	0円	400円
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯		0円	19,000円	0円	0円
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯		0円	18,250円	0円	0円
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯		0円	17,250円	0円	0円
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯		0円	16,500円	0円	0円
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯		0円	15,750円	0円	0円
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯		0円	14,500円	0円	0円	
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯		0円	13,000円	0円	0円	
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯		0円	11,350円	0円	0円	
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯		0円	9,750円	0円	0円	
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯		0円	8,500円	0円	0円	
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯		0円	7,750円	0円	0円	
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯		0円	7,000円	0円	0円	
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯		0円	6,500円	0円	0円	
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯		0円	6,000円	0円	0円	
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯		0円	5,500円	0円	0円	

【令和5年10月～】

別表第1（第7条関係）

		補助金の交付額	
		3歳未満児	
		保育室	家庭福祉員
第2子以上		45,000円	25,000円
階層区分		第1子	第1子
A	生活保護法による被保護世帯	45,000円	25,000円
A1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	45,000円	25,000円
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	37,600円 17,700円
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	35,500円 15,600円
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	33,700円 13,800円
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	26,700円 7,000円
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	22,000円 2,300円
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	18,000円 0円
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	15,300円 0円
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	12,700円 0円
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	9,300円 0円
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	6,700円 0円
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	4,200円 0円
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	2,200円 0円
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0円 0円
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0円 0円
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0円 0円
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0円 0円
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0円 0円
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0円 0円
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0円 0円
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0円 0円
D21		所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0円 0円
D22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0円 0円
D23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0円 0円
D24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0円 0円
D25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0円 0円
D26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0円 0円
D27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0円 0円
D28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0円 0円
D29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0円 0円
D30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0円 0円

申請スケジュール

申請回	申請書類 配布時期	提出期限日 (当日消印有効)	交付(不交付)決定 通知等送付(予定)	口座振込み 時期(予定)
第1回 (4月～6月分)	令和5年 6月中旬	令和5年 7月14日(金)	令和5年 8月下旬	令和5年 8月下旬
第2回 (7月～9月分)	令和5年 9月中旬	令和5年 10月13日(金)	令和5年 11月下旬	令和5年 11月下旬
第3回 (10月～12月分)	令和5年 12月中旬	令和6年 1月15日(月)	令和6年 2月下旬	令和6年 2月下旬
第4回 (1月～3月分)	令和6年 3月中旬	<u>令和6年4月12日(金)</u> ※最終締切※	令和6年 5月下旬	令和6年 5月下旬

※最終締切の提出期限日(令和6年4月12日消印有効)までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

申請～振込までの注意点

直接ご持参になる場合は、令和6年4月12日(金)の午後5時15分までに保育認定・調整課窓口まで、ご来庁くださるようお願いいたします。ただし、郵送の場合は、令和6年4月12日(金)の消印まで有効です。

《ご注意》

以下の場合は、理由にかかわらず審査の対象外になり、補助金のお支払いはできませんので、ご注意ください。最終締切日が迫っている場合は、郵送での提出はご遠慮ください。

- ① 郵便事情等による不着・遅延も含め、最終締切までに保育認定・調整課に書類の提出がなかった場合
- ② 保育認定・調整課以外の窓口で、申請書を提出され、最終締切までに保育認定・調整課に届かなかった場合

《支払について》

補助金は3ヶ月ごとにお支払いします。ただし、第2回以降に申請され、年度内の遡り分がある場合は、申請された回にまとめてお支払いします。

交付決定の可否通知は、交付決定金額が明記された「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」でお知らせします。支払予定時期を過ぎても通知書が届かない場合は保育認定・調整課までお問い合わせください。

支払い金額については、各回の支払通知書送付時期に郵送でお送りする「支払通知書」にてご確認ください。お電話での補助金額の回答はできませんのでご了承ください。

保育室・保育ママ保育料補助についてよくある質問

【Q1】どのくらい補助金がもらえますか？

【A】補助金の申請をしていただき、審査の結果、支給額が決定いたします。
審査結果については通知によりお知らせいたしますので、お電話等ではお答えできません。

【Q2】5月から入園をしていますが、1回目の申請期限までに、申請を忘れていました。もう申請することはできませんか？

【A】最終締切である令和6年4月12日までに交付申請をしていただければ、スケジュール（P5参照）に沿って、利用月に遡り審査させていただきます（消印有効）。
交付申請の対象になった場合でも交付申請書の提出が令和6年4月12日を過ぎた場合は、審査できません。

【Q3】区市町村民税額を証明することができる書類の提出が必要ですか。

【A】P10の必要税書類チャート図をご参照ください。

【Q4】海外で勤務しており、日本で課税されていませんでした。税書類はどのようなものが必要ですか。

【A】4月～8月分の請求の場合には、令和3年中、9月～翌3月分の請求の場合には、令和4年中の所得を証明する資料を提出してください（給与明細、所得証明等）。扶養状況や所得控除額が記載されているもの、現地通貨で記載されているものについては、レートの記載があるもの等、できるだけ詳細なものを提出してください（和訳を添付してください）。
※世田谷区に税情報の登録がないため、提出していただいた資料で、審査を行います。

●「施設等利用費請求書」の記入例・注意

※ご注意ください。

兄弟姉妹での申請は、申請される児童ごとに「施設等利用費請求書」が必要となります。その場合、ご指定の口座につきましては、世帯で1つとなりますので、兄弟姉妹で同じ口座をご記入ください。

様式（第2条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

請求日 年 月 日

西暦でも和暦でも構いません

世田谷区長 あて

申請印は朱肉使用の印鑑を使用してください。
※ゴム印やインク浸透印（朱肉のいらぬ印）等は使用しないでください。

訂正する場合は=で消し、訂正印を押すか、訂正署名をしてください。
※修正液は使用しないでください。

2. 実際に利用していることを
3. 利用料の支払い状況を区が確認する
4. 課税状況を区が確認すること

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	セタガヤ タロウ	生年月日	年 月 日
氏名	世田谷 太郎 印	〒	154-0017
	※領還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	現住所	世田谷区世田谷4-21-27
	認定子どもとの続柄	電話	03-5432-1111 03-5432-2313

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0	0	1	0	7	0
		フリガナ	セタガヤ シロウ					
		名	世田					

0～2歳：3号、3～5歳：2号にチェックを入れてください。認定番号が不明な場合は、記入不要です。

児童手当が所得制限にかかっている場合は、区で口座情報を取得できない可能性があるため、口座記入にご協力をお願いいたします。

<input type="checkbox"/>	児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要あり）			
<input checked="" type="checkbox"/>	公務員等で世田谷区からの児童手当支給がない方などは、下記に振込口座を指定してください。			
金融機関番号	9 9 0 0	金融機関名	ゆうちょ	銀行・信用金庫・農協・信用組合
支店番号	1 9 8	支店名	一九八	
口座番号	1 2 3 4 5 6	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	
口座名義（カタカナ）	セ タ ガ ヤ	ハ ナ コ		

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名・押印してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に補助金の受取を委任します。

申請者氏名 世田谷 太郎 印

4. 下記世帯に該当する場合は、口にレ点をつけてください。

私（申請書）の属する世帯は、生活保護世帯に該当します。

お問い合わせ先 生活保護を受けている方のみレ点をしてください。

申請者と口座名義人が異なる場合は、委任署名・押印が必要となります。

●ゆうちょ銀行の店番号・口座番号・店名の確認方法

◎お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の最後に「8」をつける

最後の「1」をとる

店番号 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

店名 一九八 店

◎記号が「0」から始まる場合

記号番号 0 1 9 3 0 - 1 - 1 2 3 4 5 6

2～3桁目の数字の最後に「9」をつける

「使いません」

そのまま

店番号 1 9 9 ~~口座番号~~ 1 2 3 4 5 6

店名 一九九 店

●「家族状況届出書」の記入例・注意

同一生計の家族全員についてご記入ください。届出者、通所児童、通所児童の兄弟等を含みます。

第1号の2様式（第6条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

家族状況届出書

届出者 住所 世田谷区世田谷4-21-27
氏名 世田谷 太郎

届出者は「施設等利用費請求書」の請求者と同一人を記入してください。

訂正をする場合は＝で消し、訂正印を押すか、訂正署名をして下さい。※修正液は使用しないでください。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・通学（園） 別居の場合は併記してください	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	本人	令和〇.〇.〇		〇〇保育室	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	本人 父	昭和〇.〇.〇	32	〇〇会社	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ ハルコ 世田谷 春子	母	昭和〇.〇.〇	31	〇〇会社	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎	兄	平成〇.〇.〇	5	〇〇保育園	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ ショウ 世田谷 昭	祖父	昭和〇.〇.〇	70	無職	同居 別居	障害なし 障害あり
セタガヤ カズコ 世田谷 和子	祖母	昭和〇.〇.〇	65	無職	同居 別居	障害なし 障害あり

◎家族状況には、児童と同じ世帯《同一生計》の全員を記入してください。

※申請書記入の時点での家族状況を記載してください
※保育室又は、保育ママ等との利用契約等の際にごと現在の家族状況が異なる場合は、内容を確認してください

【添付書類】
・別居のお子さん お子さん自身の住民票の写し、扶養していることが確認できる書類（生活費・学資金等を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等）
・障害のあるご家族 種別・等級の確認ができる障害者手帳のコピー

同一生計の方で、単身赴任等で同住所にお住まいでない方は、「職業・通学（園）先等」欄に、お住まいの住所をご記入ください。

認可保育園に入園の申込をされている場合は、「保育所等入園（転園）申込書」に記載の家族状況と同じ内容を記入してください。

別居のお子さん、障害のあるご家族がいらっしゃる場合は、書類の提出が必要となります。

参考1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

令和4年度給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年金等)	営業等所得
山林所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得
山林所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得

拡大

特別区民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
都民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑫

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

指定番号	宛給者番号	氏名	住所
------	-------	----	----

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定・変更したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の5)の規定により通知します。なお、この通知書に記載された事項について有誤な場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に自治体に対して申告請求をすることができます。また、この特別徴収税額の決定・変更の取消しを求めるときは、前記の申告請求に係る徴収の滞りを除いた日の翌日から起算して3ヶ月以内に自治体を催告して3ヶ月以内に自治体から催告状を受けなければなりません。

なお、あなたの取消しを求めるときは、前記の申告請求に係る徴収の滞りを除いた日の翌日から起算して3ヶ月以内に自治体を催告して3ヶ月以内に自治体から催告状を受けなければなりません。また、あなたの取消しを求めるときは、前記の申告請求に係る徴収の滞りを除いた日の翌日から起算して3ヶ月以内に自治体を催告して3ヶ月以内に自治体から催告状を受けなければなりません。

お問い合わせ先: 世田谷区役所 課税課 世田谷税課 03(5432)2169 北沢・稲城 03(5432)2174 玉川・高島城 03(5432)2184
 ここからゆっくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【補助金額決定のための課税額の確認について】

「税額」「特別区民税」「税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※裏面に計算方法あり)を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額です。

※世帯の中で課税されている方が複数いる場合は、全員の方を合計してください。

参考2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

あなたの税額を以下のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

所得内訳	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年金等)	営業等所得
所得内訳	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	譲渡・一時所得	A 雑所得
所得内訳	B 土地等事業所得等	C 分離短期譲渡所得	D 分離長期譲渡所得	E 株式等の譲渡所得等	F 上場株式等の配当等	G 先物取引所得
所得内訳	H 山林所得・退職所得	分離短期・分離長期譲渡益	損失の繰越控除			

所得控除内訳	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	扶養控除	配偶者	特定	老人扶養	16歳未満	その他扶養	特別障害者	その他障害者
所得控除内訳	生命保険料	地震保険料	障害者	寡婦	本人該当	未成年	障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生		
所得控除内訳	ひとり親	勤労学生	配偶者	配偶者特別	扶養	養育費	基礎	所得控除合計				

課税標準額	① 課税標準額(課税所得金額)	② 算出所得割額(①×税率)	③ 年税額(⑩+⑪)
課税標準額	A 雑所得	特別区民税	都民税
課税標準額	B 土地等事業等		
課税標準額	C 分離短期譲渡		
課税標準額	D 分離長期譲渡		
課税標準額	E 株式等の譲渡等		
課税標準額	F 上場株式等配当等		
課税標準額	G 先物取引		
課税標準額	③ 算出所得割額計		
課税標準額	④ 調整控除額		
課税標準額	⑤ 住宅借入金等特別税額控除額		
課税標準額	⑥ 寄附金税額控除額		
課税標準額	⑦ 外国税額控除額等		
課税標準額	⑧ 配当割・株主優待額控除額		
課税標準額	⑨ 差引所得割額		
課税標準額	⑩ 均等割額		

【③算出所得割額計】
【④調整控除額】
 特別区民税の③から④を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

令和4年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

令和 年 月 日

課税期日氏名
 課税期日住所
 口座情報
 金融機関名
 支店名
 納付方法

整理番号

お問い合わせの際は赤枠内の整理番号をお知らせください。○この納税通知書は大切に保存してください。

【公的年金から特別徴収される額について】
 この納税通知書に記載された税額が、年金保険者(日本年金機構等)から送付される年金振込通知書等に反映されるまでは、制度上、一定の日数がかかります。そのため、6月または8月に送付される年金保険者からの年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映されていません。なお、10月に送付される年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映される予定です。

また、この納税通知書と年金振込通知書に記載された税額が異なることにより、公的年金からの差引き(特別徴収)額が多すぎた場合には、後日、納税課より還付または充当の通知書を送付します。

※公的年金からの特別徴収の制度や直年度特別徴収された方については、別紙「令和4年度特別区民税・都民税(住民税)税額決定・納税通知書のご案内」をご覧ください。

納税期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納税期	令和4年6月30日	令和4年8月31日	令和4年10月31日	令和5年1月31日
納付税額				
納付税額				
納付税額				
納付税額				
納付税額				
納付税額				

※口座振替の振替日は、各納税期の日です。ただし、納付方法が「全額納付」の場合は、第1期の納税期が振替日になります。

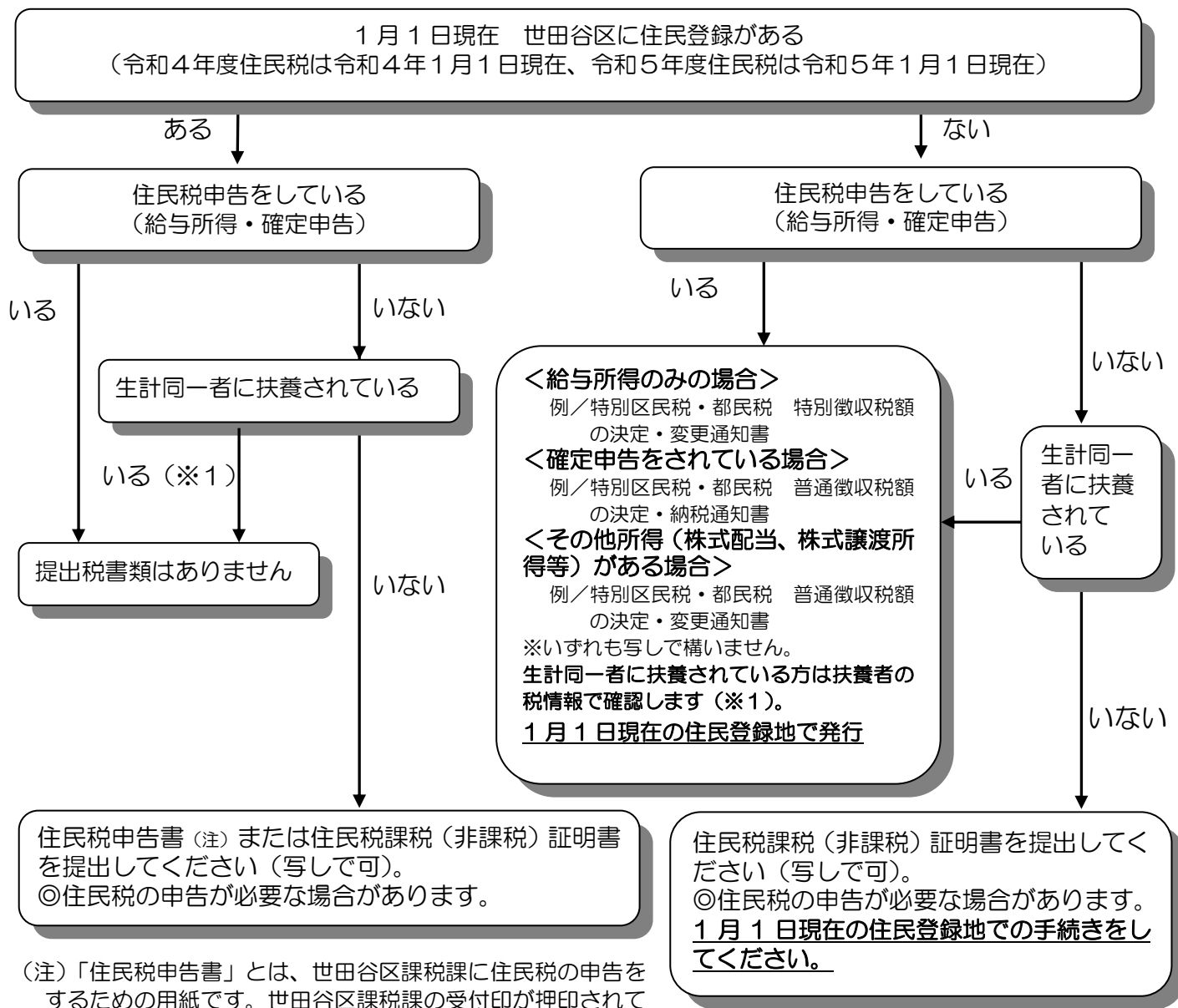
※株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考1及び参考2の資料をご確認ください。

●必要税書類チャート図

下記のチャート図を参考に必要税書類を確認してください。

世田谷区で住民税が課税されている方は、証明書類の提出が不要です。

※世田谷区が保有する住民税の電子情報から確認します。



(注)「住民税申告書」とは、世田谷区課税課に住民税の申告をするための用紙です。世田谷区課税課の受付印が押印されている「住民税申告書」(写)をご提出ください。

※1) 生計同一者に扶養されているが、生計同一者の所得が1,000万円を超える場合は、証明書類が必要です(住民税の申告が必要な場合があります)。

■課税(非課税)証明書は、前年の1月から12月までの所得について証明するものです。

■住民税の申告方法などは、課税課(03-5432-1111/代表)へお問い合わせください。

1月1日現在で世田谷区に住民登録がない場合、住民登録のあった市区町村役場へ申請してください。

■所得が低いか所得がない方で、所得税確定申告などの必要がない方は、補助金申請をされる前に、住民税の申告をしてください(所得がないことの確認のために必要です)。

ただし、生計同一者の扶養親族(※1)として届け出ている場合は不要です。

■日本以外の国に滞在していた方は、該当の国での所得(前年1月から12月分)に関する証明書および証明書の和訳を添付してください。

この他にも、区が必要とする書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。